諮問第１７４号

答　申

１　審査会の結論

諮問第１７４号案件「住民票の写し等職務上請求書」に係る個人情報開示決定処分について、部分開示とした決定は妥当である。

２　審査請求の内容

（１）審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和６年４月２７日付で審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同月３０日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第７７条第１項に基づき、請求人が行った「私に関する住民票の申請書」の個人情報開示請求（令和５年度受付第２３１号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和６年３月２５日付で行った開示決定処分（以下「本件処分」という。）の不開示部分のうち、法第７８条第１項第３号イを理由とした部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めるというものである。

（２）審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び口頭による説明によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

①自分たちが住民票を第三者に請求されたことを知ったのは令和６年になってからであり、その理由は区から開示後の通知がなかったためである。住民票が開示請求されたことを知った時点で、令和６年３月８日に区に対して住民票の写しを請求した人物の開示を求めたが、不明となっている。万一虚偽の理由を述べて自分たちの個人情報を請求したのであれば、安全な生活が脅かされる可能性がある。

②「利用目的の内容」については、不開示の理由として述べられていることは相当ではなく、同項目の情報は開示すべきものである。

３　審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、本件不開示部分につき、法第７８条第１項第３号イに該当するとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

（１）法第７８条第１項では「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定めており、保有個人情報の開示を原則としている。

（２）しかしながら、同項第３号は、例外的に不開示となる情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」を規定しており、次に掲げるものとは「イ開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「ロ　行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」と定められている。

（３）そして、同号イの「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報について、①権利とは信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む、②競争上の地位とは法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す、③その他正当な利益とはノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む、④「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々のものがあるので、当該法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断することが求められる。

（４）次に、本件弁護士からの本件職務上請求書による住民票の写し等の交付は、住民基本台帳法（以下「住基法」という。）第１２条の３に定められており、同条第２項では「市町村長は、前２条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。」と定められている。また、同条第３項において、特定事務受任者とは、「弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（弁理士法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）」と定められている。これらの特定事務受任者が住民票の写し等の交付を申し出る場合、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第１１条第２号において、特定事務受任者若しくは特定事務受任者の事務を補助する者であることを証する書類（本人の写真が貼付されたものに限る。以下同じ。）を提示し、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものによって申し出る方法その他の市町村長がこれらに準

ずるものとして適当と認める方法で行うとされている。なお、住基法第１２条の３第４項第５号では、申出の際に、特定事務受任者の受任している事件又は事務についての資格及び業務の種類並びに依頼者の氏名又は名称（当該受任している事件又は事務についての業務が裁判手続又は裁判外手続における民事上若しくは行政上の紛争処理の手続についての代理業務その他の政令で定める業務であるときは、当該事件又は事務についての資格及び業務の種類）を明らかにしなくてはならないとされ、職務上請求書に記載項目が設けられている。

（５）これらを本件処分についてみると、本件職務上請求書による住民票の交付は、特定事務受任者である弁護士から実施機関に対し、受任している事件又は事務の依頼者が正当な請求事由により住民票の写しが必要である旨が記載された職務上請求書により住民票の写しの交付の申出がされ、実施機関は当該申出の任に当たっている者が本人であることの確認を行ったうえで、当該申出を相当と認めたため、当該特定事務受任者に当該住民票の写しを交付したものである。なお、請求人は、本件職務上請求書による住民票の交付の事実を知ったのが令和６年になった理由として、区から当該住民票の写しの交付後通知がなかったためと主張している。しかしながら、住民票の写しを第三者に交付した場合にその事実を伝える本人通知制度は、根拠となる法令の定めがなく、実施については各自治体に判断が委ねられており、現在区では本人通知制度を採用していない。このことから、本件処分において不開示とした、本件対象文書の「利用目的の内容」欄は、損害賠償請求その他種々の事件名等の記載が想定される欄であり、これらを開示することにより、訴訟を提起する前の時点で訴訟を予定している案件の名称等が相手方の知るところになれば、当該事件に係る弁護士業務の遂行に支障をきたすおそれがあることから、当該欄の記載事項は法第７８条第１項第３号イの不開示情報に該当する。

（６）以上のことから、本件処分は関係法令に基づき適正に行われており、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

４　審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

（１）本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「私に関する住民票の申請書」との記載があり、実施機関は、住民票に関する請求書１件を対象文書としている。審査請求書によると、請求人は開示決定通知書別紙の１「住民票の写し等職務上請求書（令和４年８月１９日付)」に関する不開示部分の「利用目的の内容」欄を開示することを求めている。

したがって、本件審査請求対象文書は、「住民票の写し等職務上請求書（令和４年８月１９日付)」と認められる。

（２）法第７８条第１項第３号イの該当性について

法第７８条第１項第３号は、開示請求に係る保有個人情報等に「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下こ

の号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの」が含まれている場合には、「法人等に関する情報」として、当該保有個人情報等を不開示とすることを定めている規定である。

また、同号イでは、不開示とすることができる情報として、「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

これを本件についてみると、本件審査請求対象文書のうち、本件不開示部分は、住民票の写し等職務上請求書の「利用目的の内容」欄の記載の部分である。当審査会において審査請求対象文書を見分したところ、本件不開示部分には、弁護士が受任した事件に関する利用目的の内容が具体的に記載されており、これらの内容が訴訟の相手方等の知るところになれば、当該事件に係る弁護士業務の遂行に支障をきたすおそれがあることから、当該欄に記載されている情報は法第７８条第１項第３号イの不開示情報に該当すると認められる。

よって、本件審査請求に係る保有個人情報を不開示とした決定は、妥当である。

したがって、「１　審査会の結論」のように判断する。

５　審査会の経過

日　　付	審　　議　　経　　過
令和６年９月９日	・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第１７４号）
令和８年３月２４日	（令和７年度第１１回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和８年５月２６日	（令和８年度第１回審査会） ・請求人から意見の陳述を受けた。 ・引き続き諮問事項を審査した。
令和８年７月２８日	（答申第１７４号） ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会
会長　　大林　啓吾
副会長　土田 伸也
委員　　太田 航平
委員　　白石　裕美子
委員　　松村　武志